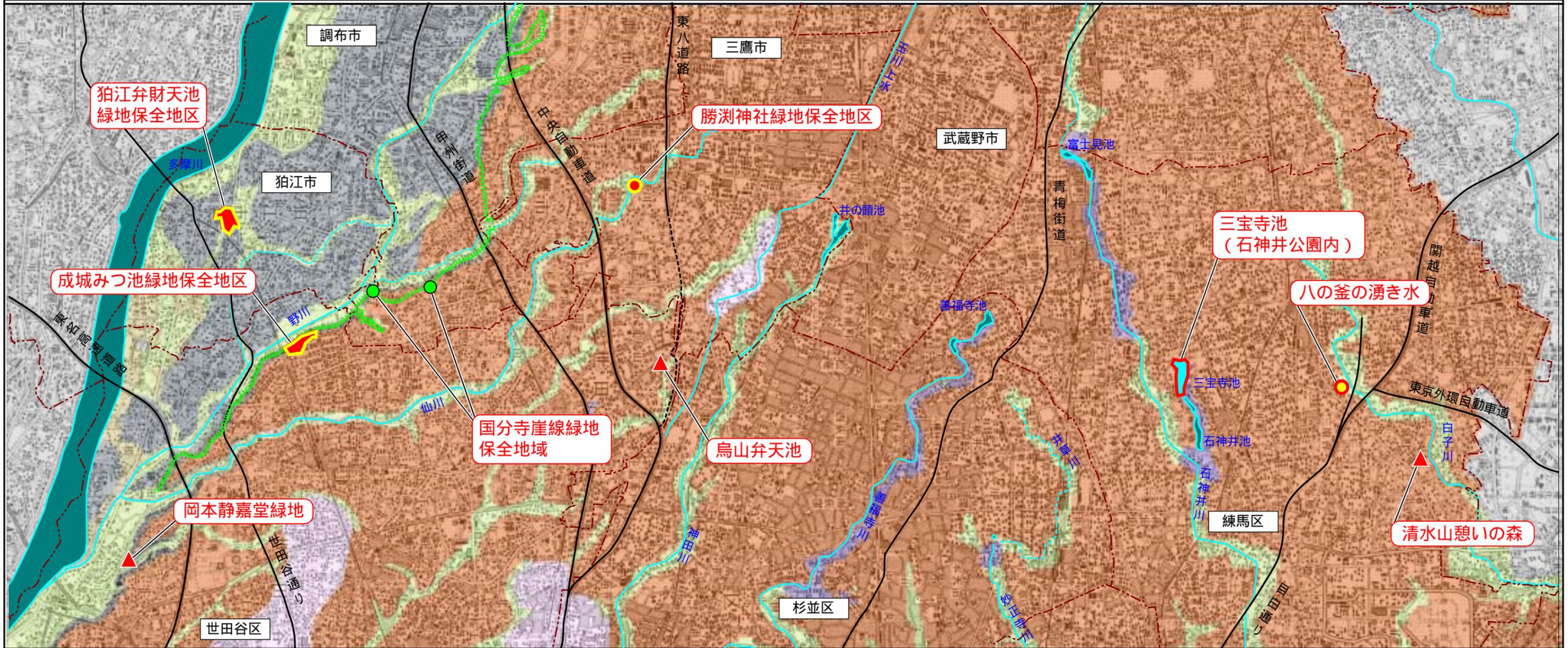


重要な地形 及び地質

事業実施区域から概ね1km範囲における法律、条例等、学術上又は希少性の観点から重要と判断される地形及び地質を把握するために、既往文献調査、現地踏査を実施しました。



凡例

- : 河川/池沼
- : 国分寺崖線
- : 市区境界
- : 都市計画道路事業実施区域

重要な地形

凡例	名称	法律、条例及び文献名
	岡本静嘉堂緑地 烏山弁天池 清水山憩いの森	東京の名湧水 57選 ; 平成15年7月
	成城みつ池緑地保全地区 狛江弁財天池緑地保全地区 勝淵神社緑地保全地区	東京都都市緑地保全法 ; 昭和48年9月1日
	国分寺崖線緑地保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例 ; 平成6年11月15日
	三宝寺池 (石神井公園内)	日本の地形レッドデータブック集 - 新装版 - ; 平成12年12月
	八の釜の湧き水	練馬区文化財保護条例 ; 昭和61年3月28日

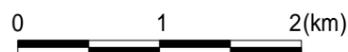
地質区分

自然堤防及び砂州堆積層	武蔵野礫層
沖積層、現河床堆積層	下末吉ローム層、下末吉段丘層
沖積層	上総層群
立川ローム層	相模層群
武蔵野ローム層、武蔵野段丘層	

資料: 「土地分類基本調査 東京西南部 1997年版」
(平成9年、東京都労働経済局)
「土地分類基本調査 東京西北部 1998年版」
(平成10年、東京都労働経済局)



1:50,000



「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平15関複、第400号)」

重要な地形及び地質

重要な地形は、緑地保全地域（地区）5箇所、湧水4箇所、池沼1箇所が存在しています。

岡本静嘉堂緑地（湧水）



【東京の名湧水57選，平成15年7月】

岡本静嘉堂緑地は、国分寺崖線の一画にある。元は庭園として整備されていたが、昭和20年頃からは、人が立ち入ることも無くほぼ自然状態にあったため貴重な自然が残っている。雑木林の崖下から湧水が滲み出し、せせらぎとなって丸子川に注いでいる。

成城みつ池（緑地保全地区）



【東京都都市緑地保全法，昭和48年9月1日】

成城みつ池緑地保全地区は、成城の街の西端に位置する国分寺崖線の裾にある。みつ池は、緑地の斜面数箇所からの湧水によって形成され、多様な生物を育んでいる。湧出した水はせせらぎとなって野川に注いでいる。

狛江弁財天池（緑地保全地区）



【東京都都市緑地保全法，昭和48年9月1日】

狛江弁財天池緑地保全地区は、狛江駅北側にあり、街中にある貴重な緑地となっている。弁財天池は、豊富な湧水量で下流の水田の灌漑用水として利用されていたが、昭和47年に枯渇した。現在では、揚水井により水量を確保している。

国分寺崖線（緑地保全地域）



調布市入間町

【東京における自然の保護と回復に関する条例，平成6年11月15日】

国分寺崖線緑地保全地域の一部で、市街地およびその近郊の樹林地であり緑地保全地域に指定されている。

国分寺崖線（緑地保全地域）



調布市若葉町

【東京における自然の保護と回復に関する条例，平成6年11月15日】

国分寺崖線緑地保全地域の一部で、市街地およびその近郊の樹林地であり緑地保全地域に指定されている。

勝淵神社（緑地保全地区）



【東京都都市緑地保全法，昭和48年9月1日】

勝淵神社緑地保全地区は、仙川勝淵橋付近左岸にある。勝淵神社付近の緑地で、周辺は親水公園や緑地公園として整備されている。

烏山弁天池（湧水）



【東京の名湧水57選，平成15年7月】

烏山弁天池は、高源院内にある池である。弁天池は湧き水で満たされており、この湧き水は比較的浅い層から湧出しており、雨量や季節により水位が変化している。

三宝寺池（池沼）



【日本の地形レッドデータブック集 -新装版-，平成12年12月】

三宝寺池は、石神井公園内にある池の一つで、善福寺池、井の頭池と同様に武蔵野台地からの湧出水によって形成されている。豊富な湧水は石神井川の水源にもなっていたが現在では枯渇することも多く井戸による給水が行われている。

八の釜の湧き水（湧水）



【練馬区文化財保護条例，昭和61年3月28日】

八の釜湧き水は、白子川右岸に形成された段丘崖下に見られる湧水地点である。湧水地点は谷頭部にあり、池底や池の周囲から湧出している。湧出した水はせせらぎとなって白子川に注いでいる。

清水山憩いの森（湧水）



【東京の名湧水57選，平成15年7月】

清水山憩いの森は、白子川右岸に形成された段丘崖下に見られる湧水地点である。湧水は斜面下のケヤキの木の根元から湧出している。湧出した水はせせらぎとなって白子川に注いでいる。

緑地保全地区とは、

都市計画区域内において、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地。

緑地保全地域とは、

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて東京都が指定した樹林地。